

## 和歌山市集団回収推進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の団体が実施する再資源化することができる有価物（以下単に「有価物」という。）の回収（以下「集団回収」という。）、和歌山市集団回収推進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付等について必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成推進に向けた啓発を図り、もって地域コミュニティの活性化及び環境教育に資することを目的とする。

### (回収団体の登録)

第2条 集団回収を行う団体で奨励金の交付を受けようとするもの（以下「回収団体」という。）は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けようとする回収団体は、集団回収団体登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 団体の規約、規則、会則その他の規定

(2) 団体の金銭出納に係る会計帳簿

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する申請に係る回収団体が次の各号に該当すると認めるときは、当該回収団体を登録し、当該回収団体に集団回収団体登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。

(1) 自治会、婦人会、こども会その他の和歌山市民が組織する営利を目的としない団体であること。

(2) おおむね4か月の期間ごとに1回以上かつ年3回以上集団回収を実施すること。

(3) 次に掲げる有価物の区分のいずれか又は全てを回収すること。

ア 新聞紙、雑誌及び雑がみ（以下「雑誌・雑がみ」という。）の類、段ボール又は紙パックのうち1以上及び布類

イ 金属類、瓶類及びペットボトル

(4) 別表第1の第1欄に掲げる有価物の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定めるところに従い回収すること。

4 登録を受けた回収団体は、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに集団回収団体登録事項変更届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### (回収事業者の登録)

第3条 集団回収により回収された有価物を回収する事業を営む者（以下「回収事業者」という。）は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けようとする回収事業者は、集団回収事業者登録申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第5号）

(2) 法人にあっては法人の登記事項証明書（登記簿に記録されている事項の全部を証明した現在事項証明書）、個人にあっては住民票及び確定申告書の写し

(3) 法人にあっては納税証明書（その3の3）及び本市の発行する完納証明書、個人にあっては納税証明書（その3の2）及び本市の発行する完納証明書

3 市長は、前項に規定する申請をした回収事業者が次の各号に該当すると認めるときは、当該回収事業者を登録し、当該回収事業者に集団回収事業者登録証（別記様式第6号）及び和歌山

市集団回収取扱伝票（別記様式第7号）を交付するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 本市に、1年以上、住所（法人にあっては、登記された事務所又は事業所）を有し、かつ、廃棄物処理に関する事業活動を行っている者であること。
- (3) 次に掲げる区分に応じ、次に定める税目について未納の税額がないこと。
  - ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税並びに本市が課するすべての税目
  - イ 個人の場合 申告所得税、消費税及び地方消費税並びに本市が課するすべての税目
- (4) 計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に違反しないで、有価物に係る取引を行うことができること。
- (5) 集団回収により回収された有価物すべてを適正な価格で買い上げ、別表第2に定める基準に従い適正にリサイクルすることができること。

4 登録を受けた回収事業者は、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに集団回収事業者登録事項変更届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（回収団体の廃止等）

第4条 第2条第1項の登録を受けた回収団体が集団回収を行うことができなくなったときは、速やかに廃止届（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、1年以上集団回収の活動がない回収団体の登録を取り消すことができる。

（回収事業者の登録取消し等）

第5条 市長は、回収事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき。
- (3) その他回収事業者としてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消すものと決定した場合には、集団回収事業者登録取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された者は、取消しの日から、同項第1号に該当することにより取り消された場合にあつては1年間、同項第2号及び第3号に該当することにより取り消された場合にあつては2年間、それぞれ回収事業者の登録を申請することができない。

（回収事業者の紹介）

第6条 市長は、登録を受けた回収団体から回収事業者の紹介を依頼されたときは、登録を受けた回収事業者を紹介することができる。

（買上依頼）

第7条 回収事業者に有価物の買上げ、又は引取りを依頼しようとする回収団体は、集団回収を行う方法、日程及び回収した有価物を集積する場所を、回収事業者と事前に協議しなければならない。

（奨励金の交付の申請）

第8条 回収団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、集団回収奨励金交付申請書（別記様式第11号）に和歌山市集団回収取扱伝票の明細書を添えて、集団回収を実施した日の属する会計年度の末日までに市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、おおむね4か月ごとに1回程度に分割して行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、直ちにその内容を審査し、当該申請を適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するとともに、当該回収団体の代表者に集団回収奨励金交付決定通知書（別記様式第12号）を交付する。
- 4 奨励金の額は、別表第3の品目の欄の区分に応じ同表の奨励金額の欄に定める金額に回収事業者に売り渡し、若しくは引き渡した有価物の質量（その有価物が金属類であるときは、当該金属類の質量又は瓶類の質量に3を乗じて得た質量のいずれか低い質量とし、その質量に1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額又は200,000円のいずれか低い額とする。
- 5 第2項の規定により交付決定を受けた回収団体の代表者は、集団回収奨励金交付請求書（別記様式第13号）を提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第9条 市長は、前条第4項の規定による請求があった場合は、申請した年度の予算の範囲内において、前条第2項により決定した額を奨励金として交付するものとする。

（奨励金の取消し等）

第10条 市長は、前条の奨励金の交付を受けた回収団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（1）不正な行為により奨励金の交付を受けたとき。

（2）不適切と認められる事実があったとき。

（報告等）

第11条 市長は、この事業に必要な限度において、回収団体及び回収事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

（表彰）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する回収団体に対し、表彰を行うものとする。

（1）第2条第1項の登録を受け、3年以上継続して集団回収活動を実施している回収団体

（2）特色のある集団回収活動を行い、他の回収団体の模範となると認められる団体

（3）その他地域コミュニティの活性化、循環型社会の形成に関し功績があったと認められる回収団体

2 前項の表彰は、表彰状を授与して行う。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

有価物の区分		回収できるもの	出し方	回収できないもの
紙類	新聞紙	新聞紙	折りたたんで紙ひもなどで十文字に縛る。 ガムテープでこん包しない。	油紙、合成紙、写真、防水加工紙、カーボン紙、感熱紙、ビニールでコーティングされたもの、紙コップなどのワックス加工したもの、水に濡れたり、食品や油等の汚れがついてしまった新聞、雑誌、段ボール
	雑誌・雑がみ	書籍全般、カタログ、チラシ、菓子の箱、包装紙などの雑がみ	紙ひもなどで十文字に縛る。 雑がみは、紙袋に入れてひもで縛るか、雑誌などのあいだにはさむ。	
	段ボール	段ボール類	紙ひもなどで十文字に縛り金具は外す。 ガムテープは外す。	
	紙パック	牛乳パック、酒類、ジュース等のパック	洗って、開いて、乾かして、ひもで縛る。	プラスチック製の注ぎ口などが付いているもの、内側が銀色又は茶色のもの
布類		衣類、タオル等	ひもで縛るか、指定のごみ袋に入れる。	綿が入った衣類、革製品、ダウンジャケット、作業着、下着等
金属類		アルミ缶、スチール缶、なべ、やかん、フライパン等の家庭金物	中を水洗いし、水切りし、つぶして出す。 空き缶はスチール缶とアルミ缶に分ける。	木等が付着したもの、家電製品、かさ、自転車、一斗缶
瓶類		ジュース、酒類、しょうゆ等の飲料瓶（くず瓶）及びリターナブル瓶（生瓶）	キャップは外し、中を水洗いし、水切りして出す。 瓶は色ごとに分ける。	油瓶、化粧瓶、薬瓶、陶磁器等
ペットボトル		ペットボトル	キャップとラベルは外し、軽くすすぎ、つぶして出す。	

別表第2（第3条関係）

品目	基準
紙類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）	圧縮こん包し、立方体状にできること。
金属類（アルミ缶、スチール缶、なべ、やかん、フライパン等の家庭金物）	アルミ缶及びスチール缶は、圧縮し、立方体状にできること。
ペットボトル	圧縮こん包又は破碎できること。

別表第3（第8条関係）

品目	奨励金額	
紙類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）	2円50銭	
布類	5円	
金属類	アルミ缶	17円
	スチール缶、家庭金物	2円
瓶類	5円	
ペットボトル	3円	